

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、消費財流通における企業間取引の情報インフラとして、企業間の受発注から請求処理に至るデータ交換を行うEDIプラットフォームを提供しています。

「企業は社会のためになるサービスを提供してこそ存在価値がある」として「標準化による業務効率化」、この2つが当社の根底にある理念であり、これを踏まえた経営理念を公表しています。当社は、流通機構全体のインフォメーション・オーガナイザーとして社会にとって有用な存在であり続けるために、変化を恐れず、柔軟に対応し、常に可能性を追求し、「安全・中立・標準・継続・安価」を基本とした情報インフラサービスの提供に努め、ユーザーの期待に応えてまいります。その結果として、ステークホルダーへの価値創造及び当社の中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えています。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。ステークホルダーとの適切な協働とその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、その行動規範となる「プラネット企業行動憲章」「プラネット企業行動指針」を定め、遵守しています。

『企業行動憲章』と『企業行動指針』についての詳細は、以下URLよりご参照ください。

<https://www.planet-van.co.jp/aboutus/charter/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則2 - 4 多様性の確保についての目標設定と開示】

当社の人事評価制度は、性別、年齢、国籍等の属性によらない評価基準に基づき、個人の成長、成果、能力、貢献を評価するシステムになっています。管理職登用制度も同様であり、今後も継続してまいります。人材育成については、職位職責に応じた教育機会を設けており、社員とその上長のニーズに合わせた教育機会も提供しています。現時点において測定可能な目標を示すことは困難ではありますが、当社の中核として活躍する人材の増加に向けて、より一層人材育成に努めてまいります。また当社では性別やライフステージによらず、社員一人ひとりが最適な選択ができるよう、勤務手段(入社/テレワーク)と勤務時間の選択の幅を広げ、社員がライフワークバランスを確保しながら職場で活躍できる社内環境整備に努めております。従業員一人ひとりの個性、創造性を尊重するとともに、永く働き続けること、自己実現を図ることができる環境を今後も確保してまいります。

【補充原則4 - 1 後継者計画の策定・運用、監督】

当社は、後継者計画は明文化しませんが、取締役会の関与の下、当社の経営理念を理解し具現化できる経営者候補を育成しつつ、状況に応じて外部から招聘することも視野に入れて、最適な後継者の選定に努めます。

【補充原則4 - 10 任意の指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役は3名で取締役の員数の過半数に達していませんが、社外取締役を含む取締役会及び会計監査人による外部監査によって統治機能が十分に働いていると考えております。また、当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、取締役会の審議により決定するとの考えから、任意の委員会は設けておりません。なお、コンプライアンス体制強化の為にコンプライアンス委員会を設置しており、引き続きガバナンス強化に向けて取り組んでまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、意思決定を迅速化し、機動力を発揮するため、取締役(監査等委員であるものを除く)7名(うち社外取締役3名)、監査等委員3名(うち社外監査等委員2名)という経営体制としております。また、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有すメンバーで構成されており、さらに当社が携わる業界・システムに特化した知見を持った方々をメンバーとして、適切に運営されております。取締役会の構成メンバーについては、経営、営業、技術、財務・会計、法律等の専門性や異なるバックグラウンド・経験などを考慮したもとなっております。社外監査等委員には、財務会計に精通した公認会計士資格を有する者も選任されております。取締役会の実効性については、分析・評価等を行っていませんが、現時点で、取締役会の運営に関して見直しは不要と判断しており、今後、取締役会の運営に関して見直しが必要と判断した場合には、実効性についての分析・評価等について検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社では、現在、取締役会全体の実効性の分析や評価等に関する手続きを定めていませんが、取締役会においては、取締役会の改善点等について、取締役10名(うち社外取締役5名)が適宜意見交換を実施しており、実効性が保たれていると考えております。現時点で、取締役会の運営に関して見直しは不要と判断しており、今後、取締役会の運営に関して見直しが必要と判断した場合には、実効性についての分析・評価及び結果の概要の開示等について検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、不確定要素が多いため、個別具体的な計画や数値目標を公表することには慎重を期すべきと認識しております。

経営戦略や経営計画等の内容の重要な情報開示においては、株主及びそれ以外のステークホルダーに与える影響を十分に考慮したうえで、明確な情報提供に努めてまいります。

【補充原則5 - 2 事業ポートフォリオに関する基本的な方針の公表】
原則5 - 2のとおり、経営戦略等の公表をしていません。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(検討中)】

当社は、売上成長率、営業利益率、配当性向の3つを重要な経営指標と位置付けて、情報インフラ企業として安定性と収益性を重視した経営の実現に取り組んでおります。現在、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、当社の資本コストや資本収益性を把握し、現状分析を行っております。

現状評価・方針・具体的な取り組み等に関する開示については、計画策定が完了した時点で、開示方法を含め改めて決定する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

特定の事項を開示すべきとする原則のうち補充原則2 - 4、補充原則4 - 10及び補充原則4 - 11については、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」にその理由を記載しています。

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、保有目的が純投資以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)については、8月の取締役会にて保有の適否を総合的に検証し決定しています。

事業上の関係強化を図ることが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した企業の株式については、保有の適否を総合的に検証し決定します。保有銘柄に関して、保有する意義または合理性が認められなくなったときは、市場への影響等を考慮したうえで、売却交渉を開始いたします。

また、保有する政策保有株式に係る議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値の向上を期待できるかなどを総合的に勘案して賛否を判断いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との間で重要な取引が発生する場合、法令や社内規程に基づき、必要に応じて取締役会で決議し、当該取引の実施を決定することとしています。これにより、当該取引が適正であるかを監視し、当社ひいては株主共同の利益を害することを防止しています。また、関連当事者とは、市場価格を踏まえ、一般的な取引と同等の条件で取引を行っています。なお、関連当事者との重要な取引について、その概要を有価証券報告書等において開示しています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、自らが運用を指図する企業年金制度を備えておらず、導入する予定もありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 当社の目指すところ等については、本報告書の「1. 基本的な考え」に記載しております。

() 持続的な成長と中長期的な企業価値向上を達成するために、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを整備、運用すること、経営の健全性と経営状況の透明性を維持すること、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持することを経営の基本方針とし、その実現のために、コーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

() 当社は、取締役の報酬等を、「監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもってこれを定める」と定款に定めております。詳細については「1. 機関構成・組織運営に係る事項」の「取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容「および」2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載しております。

() 取締役会による経営陣幹部の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続きについては、「1. 業務執行、監査・監督、使命、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

() 取締役候補者の個々の選任・指名理由については、株主総会招集通知に記載しています。詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

株主総会招集通知: <https://www.planet-van.co.jp/ir/meeting/>

【補充原則3 - 1 サステナビリティ等に関する情報開示の充実】

流通機構の機能強化の観点から、特に消費財流通におけるユーザーの業務効率化を全面支援することが設立趣旨である当社にとって、事業推進そのものが社会的課題の解決に貢献しているものと考えます。当社は、すべてのユーザーが当社のサービスを永続的に利用できるよう、標準的な技術を用いて定期的なサービス改修とインフラ基盤強化を実施し、またリスク回避のため運用拠点の分散をはかっています。

また、人的資本への投資については、中長期的な事業に必要な採用計画を立て、採用活動を継続しております。知的財産への投資については、ソフトウェア資産(無形固定資産)への投資が当社の継続的なサービス提供に直結するため、毎年一定水準額の投資を行い中長期的な競争力及び付加価値の向上を図っております。詳細については有価証券報告書をご覧ください。

【補充原則4 - 1 取締役会が経営陣に対し委任する範囲】

当社の取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行の基本事項について当社の意思を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する権限と責任を有しております。また、取締役会に付議すべき事項については決裁権限基準を定め、経営陣が決裁できる事項、権限及び責任等を明確にし、業務執行全般の効率的な運営を行っております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会における独立社外取締役の選任に際しては、証券取引所が定める独立性基準に準拠し、豊富な知識と経験を有し、公正かつ中立的な立場で社外役員としての職務を遂行できる、独立性が確保されている最適な人物を選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体としての考え方】

取締役会を構成する取締役は、倫理観・誠実性、財務・会計・技術等に関する方針決定における幅広い経験、また他の取締役会構成員と相互補完的役割を期待できる能力や経験を有すること等を要件としており、各取締役は、それぞれの職責に適切な専門的な知識・業界に精通する豊富な経験等を有し、取締役会全体としても知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模において適切な運営が行われております。

各取締役が有している知見・経験についてはスキル・マトリックスを作成し、招集通知、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の他社兼任】

取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役には、新たな経営課題や社会からの要請に対応するために、外部研修など必要な知識の習得・研鑽の機会を推奨、支援しております。監査等委員である取締役は、日本監査役協会主催の研修等に月1回以上の参加をしており、知識や能力の向上を図っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、IR担当役員を任命するとともに、IR担当部署を設置し、次の取り組みを行うことを基本方針としております。

株主との建設的な対話を促進するに当たっては、経営企画担当、経理財務担当及び法務担当等社内各部署と有機的な連携をとることとしております。

半期と年度末の業績開示に合わせ、機関投資家を中心とした説明会を開催し、説明会には当社代表取締役、IR担当役員が出席し、様々な角度からの説明を行っております。また、IR担当部署が機関投資家との個別ミーティングを実施しております。なお、IR担当役員は、必要に応じてその概要を取締役に報告することとしております。

決算説明会や各種ミーティングを問わず、株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本とすべきという考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ライオン株式会社	1,036,400	15.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社インテック口)	1,028,400	15.51
ユニ・チャーム株式会社	300,800	4.54
ジョンソン株式会社	300,800	4.54
エステー株式会社	300,800	4.54
日本製紙クレシア株式会社	300,800	4.54
牛乳石鹸共進社株式会社	300,800	4.54
小林 正彦	185,000	2.79
和田 昌彦	182,000	2.74
小林製薬株式会社	176,000	2.65

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	7月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
掬川 正純	他の会社の出身者												
北岡 隆之	他の会社の出身者												
吉松 徹郎	他の会社の出身者												
岩成 真一	その他												
鎌田 竜彦	公認会計士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
掬川 正純			ライオン株式会社の代表取締役会長、取締役会議長、最高経営責任者であります。	当社設立メンバー会社・当社大株主のライオン株式会社の代表取締役会長であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び日用品化粧品業界の流通に関して専門的な知識・経験があることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しております。
北岡 隆之			株式会社インテックの代表取締役社長、TIS株式会社の取締役であります。	当社がネットワーク運用監視業務及びシステム開発等を委託している株式会社インテックの代表取締役社長であり、その親会社であるTIS株式会社の取締役であるとともに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び情報技術分野での専門的な知識・経験があることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しております。
吉松 徹郎				株式会社アイスタイルの代表取締役会長CEOを務めており、経営者としての豊富な経験や化粧品を中心とする業界に関する幅広い知識等があることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。
岩成 真一				情報セキュリティ等の専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制に活かし、客観的な立場で当社の経営を監査できると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。
鎌田 竜彦				公認会計士としてこれまで培ってきた経験及び上場企業での監査役の経験等を当社監査体制に活かし、客観的な立場で当社の経営を監査できると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の業務補助のためのスタッフの人事については、監査等委員会の同意を得るものとし、また、監査等委員会の業務補助を命ぜられたスタッフは専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っております。また、監査等委員会は、適宜、内部監査部門である法務・コンプライアンス室及び会計監査人と意見交換を行う等の連携を密にして、監査体制の充実に努めております。

内部監査については、法務・コンプライアンス室が、年間監査計画に基づき内部監査を実施しており、監査等委員会及び会計監査人と必要に応じて連携し、コンプライアンス及び経営上の各種リスクに関わる内部管理状況について監視できる体制になっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

【補充原則4 - 2】

現在、当社の報酬は、固定報酬である基本報酬、役位ごとに配分する役員賞与及び役員退職慰労金から構成されております。中長期的な利益を追求し適切なリスクを取ったうえで、健全な経営を行うためには、中長期的な業績連動報酬や自社株報酬の割合をゼロと設定することが最適と考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別の報酬額が1億円以上であるものが存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等を、「監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもってこれを定める」と定款に定めております。

2022年10月25日開催の第37回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額を年額3億円以内(うち社外取締役分は年額3,000万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額5,000万円以内)と決議しております。株主総会後の取締役会において業績等を勘案し検討したのち株主総会で決議された範囲内で総額を決定しております。個人別の報酬額については、2021年2月の取締役会において定められた「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に従い、代表取締役会長が取締役会の委任を受け、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し、社外取締役(監査等委員であるものを除く)に諮問した上で決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

1. 定例の取締役会は、予め次年度の開催日を1年分決め、スケジュールの確保をし易くするとともに、事務局より取締役会の15日程前に議題を記載した正式な開催案内を送付しております。
2. 社外取締役については、取締役会の事前に必要に応じて個別に訪問のうえ、資料の説明及び意見交換を行っております。
3. 監査等委員である社外取締役については、原則月一回定期的に監査等委員会を開催し、取締役会資料に加えて業務監査調書により、監査等委員としての職責を果たせるよう情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行

当社の取締役会は経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っており、監査等委員である取締役3名を含む10名(うち社外取締役は5名)で構成されております。

取締役会は原則として毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時に開催し、会社法及び関係法令で定められた事項並びに経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況確認等、経営上の重要な意思決定を行う体制としております。

なお、業務執行の強化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入し、業務執行をしております。

2. 監査・監督

当社は監査等委員会を設置しており、常勤監査等委員1名と社外監査等委員2名で構成されております。監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行について厳正な監視を行っております。

内部監査については、内部監査部門である法務・コンプライアンス室が、年間監査計画に基づき内部監査を実施しており、監査等委員会及び会計監査人と必要に応じて連携し、コンプライアンス及び経営上の各種リスクに関する内部管理状況について監視できる体制になっております。

会計監査については、仰星監査法人を会計監査人として選任し、年度決算をはじめとして適時会計監査を受けております。内部監査部門及び監査等委員会は、会計監査人との間で意見交換等を通じて緊密な連携を図っております。また、会計監査人の求めに応じ、各部署が必要な資料を速やかに提供する体制を整えるなど、適正な監査の確保に向けた対応を行っております。当社の会計監査を執行した公認会計士は、川崎浩、吉田

延史であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他4名であります。

3. 指名

社内取締役については、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しています。

社外取締役については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材を指名しています。

取締役(監査等委員であるものを除く)候補の指名に際しては、社外取締役(監査等委員であるものを除く)の意見を踏まえた上で、代表取締役が提案した内容について、取締役会が検討し、決定しております。月1回定例取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っております。

監査等委員である取締役候補の指名に際しては、社外取締役(監査等委員であるものを除く)の意見を踏まえ、且つ監査等委員会の同意を得た上で代表取締役が提案した内容について、取締役会が検討し、決定しております。

4. 報酬等

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとします。委任する権限の内容は、各取締役(監査等委員であるものを除く)の固定報酬の額とします。なお、当該権限に基づく報酬の内容については、担当職務、貢献度等を総合的に勘案し、社外取締役(監査等委員であるものを除く)に諮問した上で、その意見を最大限尊重して決定することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会での議決権を有する監査等委員が業務執行の適法性及び妥当性の監査を担う監査等委員会を設置し、取締役会の審議の充実と監督機能の強化を図ることで、コーポレートガバナンスの更なる充実と企業価値の向上を図ることが可能であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算を7月、株主総会を10月に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	招集通知発送前に招集通知を当社ウェブサイトに掲載し、インターネットを通じた議決権の行使を受け付けています。
その他	当社ホームページに招集通知のお知らせを掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成の上、当社ホームページに掲載しております。 URL https://www.planet-van.co.jp/aboutus/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、IR活動の一環としてアナリスト、機関投資家を対象とした決算(中間決算)説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、決算説明会資料等を掲載しております。 https://www.planet-van.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理管轄役員及び経営管理ユニット	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりです。

- 取締役(監査等委員であるものを除く)、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は「企業理念」に則った「企業行動憲章」ならびに「企業行動指針」を制定し、役員及び従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え行動するように定めております。
 - (2)コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法務・コンプライアンス室が事務局を務めております。
 - (3)監査等委員及び法務・コンプライアンス室は連携した監査等を通じてコンプライアンスの状況・問題点を把握し、コンプライアンス委員会に報告します。報告を受け、コンプライアンス委員会は問題点の改善に努めます。
 - (4)コンプライアンスを確保するため、コンプライアンス上疑義のある行為について、常勤監査等委員を窓口として使用人が直接通報する社員通報窓口を設置いたします。
- 取締役(監査等委員であるものを除く)の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)企業理念である「流通業界の情報インフラストラクチャー」としての役割を果たすため、ユーザー情報や社内情報についてその機密性を尊重し、適切な情報管理(作成・保存)を行います。
 - (2)実現を確実にするためISO/IEC27001が示す原則及び規範・基準等に則り適切な情報管理を推進いたします。
 - (3)情報セキュリティ担当役員を委員長とする「情報セキュリティ委員会」がセキュリティ監査の報告等を踏まえ、主体的に問題点の改善や答申等を進めます。
 - (4)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について規範・規程を定め、適切に整理・保存いたします。
 - (5)監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が関連諸規程に則り実施されているか監査し、必要に応じて取締役に報告いたします。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社は、リスク管理に関する総括責任者として、リスク管理担当執行役員を責任者とする「事業継続計画委員会」を設置し、全社横断的なリスク管理体制を設けます。
 - (2)万が一、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「事業継続計画」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えます。
 - (3)監査等委員会及び法務・コンプライアンス室は各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を執行役員会に報告します。執行役員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- 取締役(監査等委員であるものを除く)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営上の重要な意思決定と取締役の職務執行ならびに執行役員の業務執行の監督を行います。
 - (2)業務執行の強化と意思決定の迅速化を意図して執行役員制度を導入し、原則として月1回の執行役員会を開催し、業務執行に関する意思決定を迅速に行います。
 - (3)事業運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期計画及び各年度計画を立案し、全社的な目標設定と管理を行います。
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する体制
 - (1)監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員会と取締役(監査等委員であるものを除く)が協議の上指名します。監査等委員会が要請する期間は指名された使用人の指揮・命令・考課の権限は監査等委員会に移譲されます。
 - (2)監査等委員会の職務を補助する使用人の異動及び考課については監査等委員の同意を必要とします。
- 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告するよう指導・徹底を図ります。
 - (2)監査等委員は重要な意思決定の過程及び取締役(監査等委員であるものを除く)の職務執行の状況を把握するため「取締役会」に出席します。加えて常勤監査等委員は「執行役員会」、「コンプライアンス委員会」等重要な会議に出席して職務の執行状況を把握するとともに、主要な稟議書及び職務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役(監査等委員であるものを除く)または使用人に説明を求めます。その状況に関して社外監査等委員とも情報交換を密にして共有化を図り、監査の実効性確保に努めます。
 - (3)監査等委員会の有する独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、その職務を補助する使用人及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査成果の達成を図ります。

巻末「参考資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は「企業行動憲章」にもとづき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫きます。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

反社会的勢力排除規程を設け、対応統括部署において、情報を一元的に管理し外部機関との連携を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

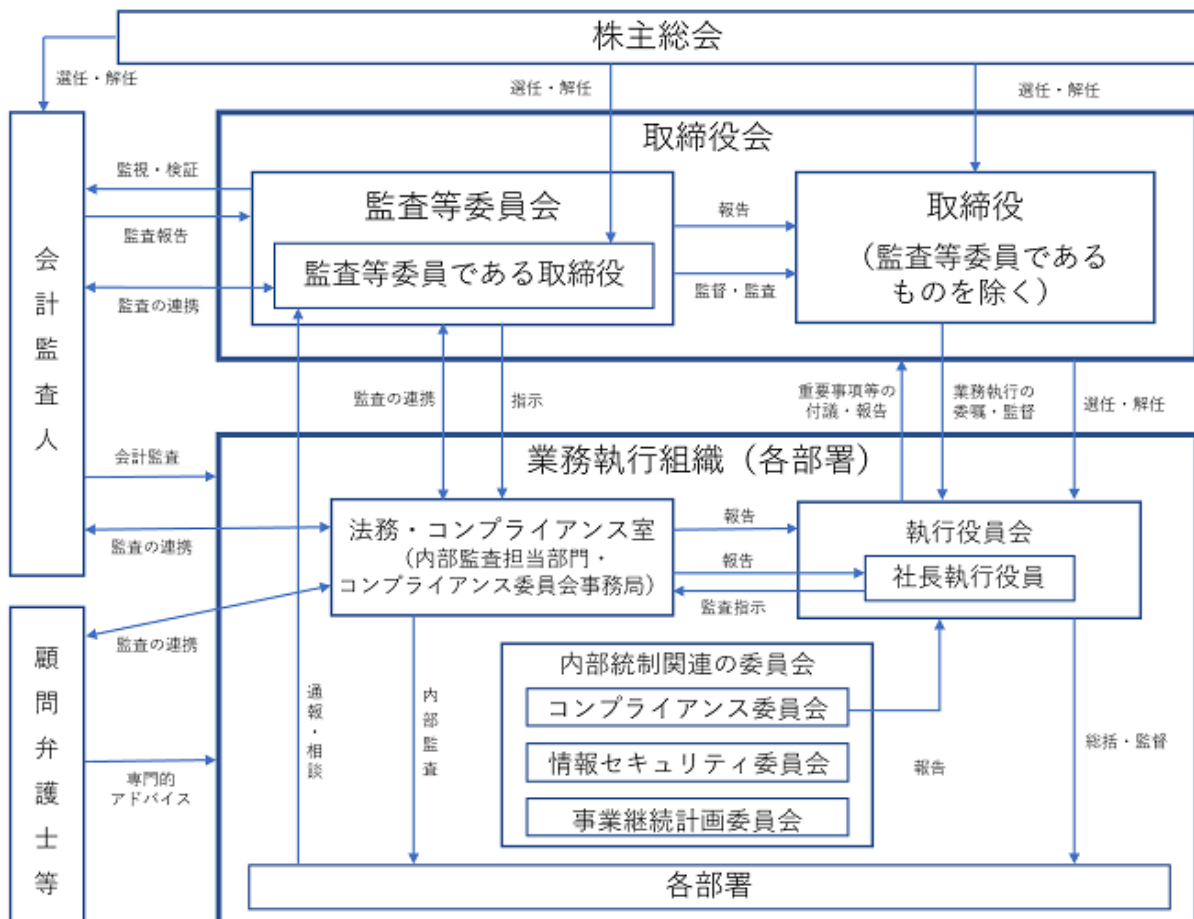
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料1】コーポレート・ガバナンス体制模式図



【参考資料2】適時開示体制模式図

